

## 奈良尾漁港における漁港施設等活用事業実施者 公募要領

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)(以下「漁港法」という。)第 41 条第 1 項の規定に基づき、令和7年8月29日に漁港管理者(長崎県)が策定した奈良尾漁港における「漁港施設等活用事業の推進に関する計画(以下、活用推進計画という。)」に従って事業を実施する者(以下、実施者という。)を、以下の要領で公募する。

### 1 貸付対象施設

#### (1) 施設概要

漁港施設名	①漁港環境整備 施設用地	②加工場用地	③野積場用地
所在地	南松浦郡新上五島町 奈良尾郷 728-71	南松浦郡新上五島町 奈良尾郷 985	南松浦郡新上五島町 奈良尾郷 984
面積	1,040 m <sup>2</sup>	1,373 m <sup>2</sup>	2,364 m <sup>2</sup>
施設所有者	新上五島町	長崎県	長崎県
整備年度	平成7年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度
舗装の有無	無し	無し	有り
附帯設備	水道:あり(埋設) 電気:無し(近隣の電柱 より引き込み可能)	水道:あり(埋設) 電気:無し(近隣の電柱 より引き込み可能)	水道:あり(埋設) 電気:無し(近隣の電柱 より引き込み可能)
その他		旧ターミナル跡地 一部地中に残存埋設 物(基礎杭、ヒューム 管、Co擁壁)あり	

#### (2) 貸付条件

- ア 任意の1施設、または複数施設のいずれかの単位で貸付ける。
- イ 貸し付けられた漁港施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならない。ただし、実施者が、貸し付けられた漁港施設の一部を第三者に転貸することについて漁港管理者の承諾を得たときは、この限りでない。
- ウ 契約日から 1 年以内に事業に着手しなければならない。また、契約日から 3 年以内に開業しない場合は認定を取消す場合がある。

#### (3) 貸付期間

令和8年度から令和37年度までの最大30年以内とする。

#### (4) 貸付料

(1)に示す施設の貸付料については、長崎県漁港管理条例(昭和35年長崎県条例第25条)第15条に基づき、下表のとおりとする。額の算出は、提出資料を基に長崎県水産部漁港漁場課にて算定し、受付締切後に申請者に確認する。確認の結果、辞退する者は、辞退書を提出すること。なお、その他の物件の貸付料は漁港管理者において毎年度見直すものとする。

占用物件の種類	金額
仮設建築物	年間 50円/m <sup>2</sup>
物干場及び物置場	年間 25円/m <sup>2</sup>
漁業用工作物	年間 15円/m <sup>2</sup>
広告塔、看板、その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガス管その他の管類	長崎県道路占用料徴収条例第2条に規定する占用料の例により算出した額
その他の物件	年間 492円/m <sup>2</sup> ※令和8年度の金額

#### (5) 施設の維持管理

- ア 漁港施設本来の機能を維持・保全するための維持管理は、漁港管理者が行い、その費用も負担する。
- イ 貸し付けた施設の日常的な維持管理は、実施者が行い、その費用も負担する。

## 2 スケジュール

(1) 実施計画の認定に向けたスケジュールは下記のとおりとする。

年月日	内容
令和8年 2月27日(金)	実施計画の募集開始
令和8年 3月12日(木)	現地説明会
3月19日(木)	質問書提出締切
4月13日(月)	実施計画の募集締切
4月24日(金)	実施計画の公告・縦覧開始、意見書提出の受付開始
5月 8日(金)	実施計画の公告・縦覧終了、意見書提出の受付終了
5月中旬	実施計画の審査
5月中旬以降	実施計画の認定及び公表
5月下旬	実施事業者との契約手続き
6月上旬	実施者による事業開始

(2) 現地説明会へ参加を希望する者は、令和8年3月9日(金)15時までに参加者全員の氏名、代表者連絡先を電子メールにて9の事務局メールアドレスへ提出した後、電話により受信を確認すること。なお、現地説明会への参加の有無が実施者の選定に影響するものではない。

### 3 応募資格

(1) 提出した実施計画等の内容を適正かつ確実に履行できる者で次のいずれかを満たす者に限る。

- ア 公募開始前日において県内に住民票があり、居住する個人
- イ 公募開始前日において県内に主たる拠点を有する法人(主たる拠点とは営業所、支店を除く)
- ウ 公募開始前日において代表者が県内に住民票があり、居住する団体等

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、資格を有しない。

- ア 漁港法第 51 条の欠格事由に該当する者
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 長崎県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- オ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

### 4 応募単位

1(1)に示した、①漁港環境整備施設用地、②加工場用地、③野積場用地毎とする。  
なお、1施設につき1提案とし、複数の施設へ応募することも可能とする。

### 5 提出物

(1) 提出書類

- ア 申請書[様式 1]
- イ 実施計画[様式 2]
- ウ 公告及び縦覧書類[様式 3]
- エ 申請者(代表者)の住民票の写し又は登記事項証明書(申請時点で登記が完了していない場合は申請者の構成が分かる資料)
- オ 活用事業施設の設置を行う場合、建物等の概略配置図等
- カ 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- キ 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金調達の相手方、調達額、調達方法を記載した書類
- ク 誓約書(3(2)のいずれにも該当しないことを誓約する書面)[様式 4]
- ケ 実施計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであることが分かる書類(イ 実施計画に記載してもよい)  
(ア) 事業実施箇所の周辺で行われる漁業上の利用と重複がないような配慮がなされていることが分かる書類

- コ 実施計画の内容が水産基盤整備事業等の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであることが分かる書類(イ 実施計画に記載してもよい)
- (ア) 水産基盤整備事業等の施行を妨げないものであるかが分かる書類
  - (イ) 事業実施に伴って発生する騒音や悪臭など漁港周辺住民の生活に支障を与えないよう配慮されているかが分かる書類
  - (ウ) 事業実施に伴って生じる排水や事業ゴミ等に対し、法令等に従って適正な処理を行うとともに、事業箇所周辺の漁港環境への負荷低減に配慮がなされているかが分かる書類
- サ 実施計画が適正かつ確実に実施されると見込まれるものであることが分かる書類
- (ア) 財務諸表(申請直前の3期分)
    - ・法人の場合は、貸借対照表及び損益計算書(決算書)
    - ・法人以外の場合は、貸借対照表及び損益計算書又は過去3年間の月ごとの資金繰り表
  - (イ) 自然災害等の発生時について、新上五島町地域防災計画書(一般計画編)の第2章第9節(※)に基づき、来訪者の安全を確保したものとされているかが分かる書類(イ 実施計画に記載してもよい)
    - ※事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実績に応じて、概ね次のものについて行うものとする。
    - (新上五島町ホームページリンク先：  
[https://official.shinkamigoto.net/goto\\_kurashi\\_full.php?eid=01961&r=1&wcid=i00001x3](https://official.shinkamigoto.net/goto_kurashi_full.php?eid=01961&r=1&wcid=i00001x3))
      - ・ 防災訓練
      - ・ 従業員等の防災教育
      - ・ 情報の収集、伝達体制の確立
      - ・ 火災その他災害予防対策
      - ・ 避難対策の確立
      - ・ 応急救護等
      - ・ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
  - (ウ) 貸付け期間の満了時や、その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合において、事業者の責任と負担によって原状回復措置がなされる具体的な計画となっているかが分かる書類(イ 実施計画に記載してもよい)
- シ 事業採算性、事業実施体制(組織図)、事業スケジュールを記載した書類
- ス 地域貢献に関する書類(任意)
- (ア) 雇用及び企業連携の計画、県産品の使用など地域への波及効果を記載した書類
- セ 印鑑届(申請者が法人の場合に限る)[様式 5]
- ソ 県税に未納がない証明書
- タ 消費税及び地方消費税の未納がない証明書

- チ 任意の団体等に関する書類(申請者が任意の団体等の場合に限る)  
(ア) 代表者を含む構成員全員を証明できる書類及び役割分担を明確にした書類

(2) 提出部数

申請する施設毎に、A4 ファイルに提出書類一式を綴じた紙資料1部及び電子データを保存したCD1部を提出すること。

なお、複数施設に申請する場合は、原本1部以外は写しで構わない。

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とする。

(4) 提出先

長崎県 水産部 漁港漁場課 漁港計画担当

(住所)

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

(電話番号)

095-895-2857

(5) 提出期限

令和 8 年 4 月 13 日(月) 17時必着

(6) 留意事項等

ア 実施計画等の作成にあたっては、「奈良尾漁港漁港施設等活用事業の推進に関する計画」(以下「活用推進計画」という。)を踏まえた上で、活用推進計画に沿った具体的な事業内容及び実施事項を記載すること。

(長崎県ホームページリンク先 :

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/744358.html>)

イ 長崎県が計画・実施している水産基盤整備事業等の概要は別紙1のとおりである。

ウ 提出書類の作成及びプレゼンテーション審査に用いる言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 提出書類の取扱

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、必要に応じ複写する(長崎県及び奈良尾漁港漁港施設等活用事業の実施計画審査委員会(以下「委員会」という。)での使用に限る。))。

ウ 提出書類について、申請者の承諾無しに利用することはない。

## 6 質疑及び回答

質疑がある場合は、質疑の内容を様式6「質疑書」へ記入し、電子メールにて9の事務局メールアドレスへ提出した後、電話により受信を確認することとし、電話の受付時間は平日 9 時～17 時の間とする。質疑と回答の内容は、全申請者に回答する。

なお、質問書の提出期限は、令和8年 3 月 19 日(木)17 時までとし、回答は令和8年 3 月 25 日(水)17 時までに行う。

## 7 実施計画の公告及び縦覧

漁港法第 43 条第 2 項漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 47 号)第 38 条の規定により、奈良尾漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地から長崎県が4(1)③の書類を公告及び縦覧する。

## 8 審査

### (1) 審査基準

ア 別紙2「審査基準」のとおりとする。

イ 実施計画に関する審査項目(必須項目)55 点満点及び地域貢献に関する審査項目(加点項目)20 点満点の計 75 点満点とし、実施計画に関する審査項目(1)アの配点は 15 点、その他審査項目の配点は5点を上限とする。なお、実施計画に関する審査項目において、0点があった場合は欠格とする。

### (2) 審査方法

ア 奈良尾漁港漁港施設等活用事業の実施計画審査委員会設置要綱(令和7年11月25日施行)(以下「委員会設置要綱」という。)に基づき設置した委員会において、審査を行う。

イ 申請者(代表 1 名)によるプレゼンテーション審査を実施する。

ウ プレゼンテーションに用いる資料は提出書類に限る。また、時間は1者あたり 15 分以内とし、時間超過は認めない。なお、プレゼンテーション審査は令和8年5月中旬に実施を予定しており、令和8年4月24日(金)までに日程、会場等を通知し、欠席した場合は申請を辞退したものとみなす。

エ (1)の審査基準に基づき、公募施設毎に委員会において採点を行い、最高得点者1者を実施者として認定する。ただし、最高得点者が複数者いる場合は抽選により1者認定することとし、抽選の方法は次のとおりとする。

・初めに、本抽選の順番を決める予備抽選を行う。この抽選は、4(1)の書類提出完了日が早い者からくじを引くこととし、くじを引く者は申請者とする。具体的な実施時間及び場所については別途連絡する。

・次に行う本抽選は、実施者を決める抽選であり、審査委員会当日に予備抽選で決定した順序で申請者がくじを引くこととする。具体的な実施時間及び場所については別途連絡する。

- ・事務局は抽選記録用紙を作成し、抽選の記録を行うこととする。また、申請者は抽選の内容が記載された抽選記録用紙に署名すること。

### (3) 審査結果

- ア 実施者を認定後、審査結果及び総得点は採択の如何に関わらず、全申請者に文書で通知するとともに、認定した実施計画の概要も併せて長崎県公報及び長崎県ホームページにて公表する。
- イ 審査に係る問合せや異議申し立ては一切受け付けない。
- ウ 審査に係る資料については長崎県情報公開条例(平成 13 年長崎県条例第1項)第7条第1号の規定により、非公開とする。

### (4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の申請者と実施計画の内容又は参加の意思について相談を行うこと。
- ウ 実施計画等の提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- エ 長崎県水産部漁港漁場課以外の県機関に対し、公募に関する相談や質問及び提案への協力等を求めること。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 事務局及び問合せ先

長崎県 水産部 漁港漁場課 漁港計画担当

(住所)

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

(電話番号)

095-895-2857

(E-mail)

s06060@pref.nagasaki.lg.jp

## 10 その他

- (1) 実施者認定後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 実施計画等の作成経費等に要するすべての費用は、申請者の負担とする。